

## 目 次

はしがき

初出一覧

序 章——本書の視点と概要…………… 1

第1章 民営化と救済法…………… 8

——不法行為における公務員・公共施設と、  
受託者との責任配分について

- 1 問題の所在 8
- 2 ドイツの民営化にかかる不法行為論 9
- 3 日独比較 19
- 4 まとめと展望 25
- 付 論 26

第2章 公共団体とは何か——国家賠償法との関係で…………… 32

はじめに 32

- 1 公共団体の概念を画定する意義 33
- 2 公共団体の概念 34
- 3 公共組合 35
- 4 特殊法人・指定法人・独立行政法人 38
- 5 私法組織 42
- 6 空 港 44
- 7 PFI 47
- 8 今後の展望 48

第3章 指定確認検査機関の賠償責任主体性…………… 58

はじめに 58

1 最決平成17年6月24日 58

2 裁判例の分類 62

3 最判平成19年1月25日 65

4 東京地判平成25年3月22日 66

5 両責任の併存 68

6 民法的構成（試論） 70

おわりに—まとめと展望 72

第4章 指定確認検査機関の民法に基づく責任が  
認められた事例…………… 80

——大阪高等裁判所平成26年4月22日判決

事実の概要 80

判 旨 80

解 説 81

はじめに 81

1 類似の裁判例 82

2 国賠法適用説 82

3 受託者や被用者の個人責任 85

4 受託者の個人責任に関する事例 86

5 使用者の安全配慮義務違反に基づく責任事例 86

6 地方公共団体の安全配慮義務違反に基づく  
債務不履行責任事例 87

7 地方公共団体の安全配慮義務違反に基づく国賠責任事例 88

8 公務員性の基準 88

おわりに 90

第5章 指定機関の分類と責任	93
はじめに	93
1 指定機関	94
2 指定機関の分類	95
3 事務による指定機関の分類	96
4 処分権限受任型	97
5 単独処分発給型	98
6 資格検定要件充足型	100
7 単純業務遂行型	102
8 指定管理者	103
9 指定機関と国賠法	104
10 指定管理者の賠償責任	106
11 分類の意義	108
12 新規の行政処分の類型に関する理論的基礎	108
おわりに	110
第6章 処分と公権力の行使の関係	116
はじめに	116
1 行政処分ならば公権力の行使か	117
2 公権力の行使（抗告訴訟）不用説	119
3 その他公権力の行使（抗告訴訟）	119
4 判例による公権力の行使（抗告訴訟）概念の利用	121
5 形式的行政処分	122
6 形式的行政処分の新構成	125
7 私見による類型化	127
8 公権力の行使（抗告訴訟）とは	130
おわりに	133
付論	140

第7章 ドイツにおける技術検査と国家責任……………146

——マイルストーンとしての連邦通常裁判所

自動車専門家事件1967年判決

はじめに	146
1 ドイツの職務責任規定	147
2 建築力学検査技師	147
3 自動車専門家	149
4 行政権限受任者の独立第三者性	152
5 圧力容器専門家	154
6 クレーン検査専門人員	155
7 まとめと考察	158
おわりに	160

第8章 ドイツの技術検査に関する国家責任判例の21世紀現況……164

はじめに	164
1 耐空性検査員	165
2 温室効果ガス排出取引法検証者	167
3 ヘッセン建築法検査専門家	170
4 認証された監視機関（圧力容器検査）	172
5 まとめと考察	174
おわりに	177

第9章 ドイツ基本法34条2文における私人への求償……………182

——指定管理者と児童養護施設の事案へ続く道

はじめに	182
1 基本法34条の意義	184
2 学生評議会事件	185
3 非軍事的役務者事件	186
4 BSE 事件	187
5 ③連邦通常裁判所判決2004年10月14日に関する学説	187

6	エコ農業監視機関事件	189
7	④連邦行政裁判所判決2010年8月26日に関する学説	190
8	求償要件個別立法	192
9	ドイツの判例の整理分析	192
10	日本法の考察	193
	おわりに	195
<b>第10章 ドイツ技術検査の国家責任論と日本</b> ……………		205
——マイルストーンか他山の石か		
	はじめに	205
1	紆余曲折の判例状況	206
2	技術検査機関等	208
3	近年の法改正の影響	210
4	求償請求	213
5	日本の関連規定構造	214
	おわりに	218
	資 料	219
<b>第11章 ドイツにおける技術検査を担う専門家の独立性・</b>		
<b>中立性の要件</b> ……………		227
	はじめに	227
1	専門家とは	228
2	専門家の公認と公的指定	229
3	認定と認証のシステム	230
4	外部的独立性	230
5	専門家の経済的依存	231
6	内部的独立性	232
7	指示からの自由	233
8	補助者の利用	234
9	DIHK の例	235

10 温室効果ガス排出取引法検証者	236
おわりに——日独比較検討	238

## 第12章 ドイツ環境法における検査員・検査機関の独立性と 不偏不党性…………… 247

——ドイツの環境監査法と温室効果ガス排出取引法を素材にして

はじめに	247
------	-----

### EMAS

1 EMAS 概観	248
2 環境鑑定者	249
3 実施プロセス	250
4 環境鑑定者の独立性と不偏不党性	250
5 独立性要件（欧州議会理事会命令（EG）1221/2009号）	251
6 独立性要件（環境監査法6条）	252
7 環境鑑定者組織	254

### TEHG

1 温室効果ガス排出取引法（TEHG）	255
2 TEHG 施行令（EHV2030）	256
3 EU 委員会施行令	257
4 検査チーム制度	257
5 独立の検査	258
6 独立性と不偏不党性	258
7 不偏不党性と利害相反	259

### 関連判例

1 第1事案	261
2 第2事案	262
3 第3事案	264

おわりに	265
------	-----

索引	273
----	-----